

改 正 案	現 行												
<p>1 特性試験の試験方法のうち、スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項に定める無線設備の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定める方法とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">一～二十七（略）</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">二十八 <u>証明規則第二条第一項第十号の二に掲げる無線設備</u></td> <td style="padding: 5px;">別表第二十五 別表第七十七</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">二十九～百十五（略）</td> <td></td> </tr> </table> <p>2（略）</p> <p>別表第二十五 <u>証明規則第2条第1項第10号の2</u>に掲げる無線設備の試験方法 （略）</p>	一～二十七（略）		二十八 <u>証明規則第二条第一項第十号の二に掲げる無線設備</u>	別表第二十五 別表第七十七	二十九～百十五（略）		<p>1 特性試験の試験方法のうち、スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項に定める無線設備の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定める方法とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">一～二十七（略）</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">二十八 <u>証明規則第二条第一項第十号に掲げる無線設備</u></td> <td style="padding: 5px;">別表第二十五 別表第七十七</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">二十九～百十五（略）</td> <td></td> </tr> </table> <p>2（略）</p> <p>別表第二十五 <u>証明規則第2条第1項第10号</u>に掲げる無線設備の試験方法 （略）</p>	一～二十七（略）		二十八 <u>証明規則第二条第一項第十号に掲げる無線設備</u>	別表第二十五 別表第七十七	二十九～百十五（略）	
一～二十七（略）													
二十八 <u>証明規則第二条第一項第十号の二に掲げる無線設備</u>	別表第二十五 別表第七十七												
二十九～百十五（略）													
一～二十七（略）													
二十八 <u>証明規則第二条第一項第十号に掲げる無線設備</u>	別表第二十五 別表第七十七												
二十九～百十五（略）													